相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市北区曽根崎一丁目一番地、最後の住所大阪府堺市中区伏尾一九六番地　被相続人　亡　小林　淳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十三日

大阪市北区東天満一丁目一一番一五号若杉グランドビル別館八〇三　相続財産清算人　弁護士　福田あやこ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区東出町二丁目一六八番地一、最後の住所神戸市長田区上池田三丁目一七番八―二〇六号　被相続人　亡　米澤純一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十三日

神戸市中央区明石町四八番地　神戸ダイヤモンドビル八階　六甲法律事務所　相続財産清算人　弁護士　浅田　修宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市東灘区魚崎北町七丁目一七九番地二、最後の住所神戸市東灘区魚崎北町七丁目九番三号　被相続人　亡　橋本　徳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十三日

神戸市中央区相生町一丁目二番一号東成ビル四階あおい法律事務所　相続財産清算人　弁護士　濱本　由

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市阿賀中央三丁目三二〇二番地一、最後の住所広島県呉市阿賀中央三丁目一三番一二号　被相続人　亡　脇本千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十五日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十三日

広島県呉市阿賀中央六丁目一四番七―二〇二号　相続財産清算人　司法書士　湯澤　俊樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県東広島市黒瀬町丸山一四六七番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山村　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十五日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十三日

広島県東広島市三永三丁目一番三八号　相続財産清算人　司法書士　久能　秀之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市中区吉島東一丁目四〇三番地二、最後の住所広島市中区舟入南三丁目二番二五号　被相続人　亡　廣實　敬子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十五日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十三日

広島市中区十日市町二丁目一番二五―九〇四号　相続財産清算人　司法書士　上野龍二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県宮古郡多良間村字塩川一五一番地、最後の住所沖縄県那覇市曙一丁目一六番三四―三〇三号ライオンズマンション曙本通り　被相続人　亡　徳田　恵宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十三日

沖縄県島尻郡南風原町字兼城六八三番地一二仲里ビル三―A　相続財産清算人　司法書士　佐久川　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県宮古島市伊良部字長浜二七七番地、最後の住所沖縄県宮古島市平良字西仲宗根七四五番地七　宮古厚生園　被相続人　亡　島尻　惠力

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十三日

沖縄県那覇市前島二丁目九番一三号　大城物産ビル一階　弁護士法人天方川崎法律事務所　相続財産清算人　弁護士　川崎　幸治

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　田中　勝

住所　東京都品川区平塚一丁目三番九号富士ハウス

生年月日　昭和二十年五月一日

二　供託所　東京法務局

三　供託番号　令和八年度金第一七三二一号

四　供託金額　六三九、六七七円

五　裁判所　東京家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第七二五一二号

令和八年八月十三日

東京都中野区中野五丁目六七番六号ビジネスハイツ中野七階七〇五号室慶福法律事務所　不在者財産管理人　弁護士　金子　玄

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　被相続人　細谷　ナツ

最後の住所　大阪府三島郡島本町山崎五丁目三番二五号

生年月日　昭和三年七月二日

死亡年月日　令和六年四月十四日

二　供託所　大阪法務局北大阪支局

三　供託番号　令和八年度金第二〇七号

四　供託金額　一一、九四五、二六二円

五　裁判所　大阪家庭裁判所

六　事件名　相続財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第三二四六号

令和八年八月十三日

大阪市中央区北浜二丁目三番九号入商八木ビル六階　相続財産管理人　張　泰敦

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　被相続人　野坂　英生

最後の住所　山口県岩国市南岩国町四丁目六八番二六号

生年月日　昭和五年九月二十日

死亡年月日　令和二年九月二十二日

二　供託所　山口地方法務局岩国支局

三　供託番号　令和八年度金第七十三号

四　供託金額　三六、一九六、一六〇円

五　裁判所　山口家庭裁判所岩国支部

六　事件名　相続財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和三年（家）第七〇一三号

令和八年八月十三日

山口県岩国市麻里布町七丁目六番四号　相続財産管理人　奥　憲治

第８期決算公告

2026年８月13日

大阪市中央区本町三丁目１―10
Ｐａｎｄａ　Ｃａｒｅ株式会社
代表取締役　毛　遠鷹

貸借対照表の要旨
（2026年４月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	738,730	流動負債	340,535
固定資産	150,085	（うち賞与引当金）	(16,150)
有形固定資産	67,093	固定負債	534,229
無形固定資産	246	株主資本	14,050
投資その他の資産	82,744	資本金	10,000
		利益剰余金	4,050
		その他利益剰余金	4,050
		（うち当期純損失）	(82,162)
資産合計	888,815	負債・純資産合計	888,815